安全保障とイノベーションの同時最適化

「秘密特許」時代を生き抜く知財戦略と実務見直し

現状（The What）

- 2024年5月施行の特許出願非公開制度。
- 初年度の保全指定は0件だが、事前確認は1305件発生。
- 指定乱用はないが、企業のコンプライアンス負荷が先行。

課題（The So What）

- 「特許の公開」による資金調達 (特にスタートアップ) への悪影響。
- 4類型に分かれる補償算定の壁と、比較可能取引の不在。
- サプライチェーン全体に及ぶ重い監査・統制負担。

対策（The Now What）

- 企業が直ちに導入すべき5つの「実務対応チェックリスト」。
- 予見性を高める「補償基準（セーフハーバー）」の提言。
- 制度摩擦を解消するための「短期・中期・長期ロードマップ」。

Executive briefing

審査は特許庁による「特定技術分野のスクリーニング」と内閣府による「保全審査」の二段階で進行する

Step 1: 第一次審査（特許庁）

- 基準：IPC（国際特許分類）に基づくスクリーニング。
- 対象：「特定技術分野」（1)〜(25）。
- **ハイライト**：うち(10)〜(19)は産業影響が大きいため、過度な巻き込みを防ぐ「**付加要件**」を適用。
- **アクション**：該当する出願を内閣総理大臣へ送付。

該当案件のみ送付

Step 2: 第二次審査 / 保全審査（内閣府）

- 基準：「**機微性の程度**（安全保障上のリスク）」と「**産業の発達への影響等**」を総合考慮。
- 手続：出願人の意見聴取を実施（手続的正当性の担保）。
- 結果：**保全指定**（1年以内・更新あり）。出願公開・特許査定・拒絶査定が留保され、外国出願や情報開示が**制限される**。

Executive briefing

制度の法的枠組みは2023年の基本指針から整備され、現在も運用規則やガイドラインの実務的アップデートが続く

2023年4月	2023年12月	2024年5月	2024年7月	2025年7月
基本指針の閣議決定（運用の基本方針）	内閣府令・共同府省令の整備	制度施行・運用開始	損失補償Q&A第2版公表（補償対象の追加）	2024年度の実施状況（初年度統計）公表

実務の拠り所となる一次情報：

基本指針（内閣府）：機微性と産業影響の総合考慮、第三者リスクの明示。	**特定技術分野（内閣府）**：予見性の核となる(1)～(25)の分野定義（IPC改正対応済）。
損失補償Q&A（内閣府）：4つの補償類型とと請求・立証の具体化。	**適正管理措置ガイドライン（内閣府）**：組織・人・物理・技術の4象限での統制要求。

Executive briefing

初年度の保全指定は0件である一方、外国出願禁止の事前確認は1305件にのぼり実務負荷が先行している

2024年度 実施状況（2024年5月 - 2025年3月）

運用像のインサイト

- 統計上、国家による「過大な指定（指定乱用）」は現時点で観測されていない。
- しかし、企業側は外国出願コンプライアンス（違反回避）のために「事前確認」を積極的に利用している。
- 結論：企業は制度の直接的制約（非公開）を受ける前に、既に膨大な「手続・コンプライアンスコスト」を支払い始めている。

権利保護と産業影響のトレードオフは、無形資産評価の低下やスタートアップの資金調達難に直結する

企業経営・財務へのクリティカルな影響

資金調達の壁（スタートアップ）

特許公開が「技術力の証明」となる企業において、非公開化は投資家への説明材料の欠落を意味し、バリュエーションを直撃する。

会計・税務上の不確実性

市場での比較可能性が低下し、将来の成長オプション価値を含めた「適正な無形資産評価」が困難になる。

第三者の重複投資リスク

「非公開先願」の存在を第三者が把握できないため、他社のR&D投資やクリアランス調査が無駄になる構造的リスク。

Executive briefing

「適正管理措置」は知財部門に留まらず、全社的な内部統制とサプライチェーン全体への波及を強いる

適正管理措置

1. 組織的管理

保全情報管理責任者の指名、規程策定、運用評価。

2. 人的管理

従業員との秘密保持契約、教育、漏えい時の報告体制。

3. 物理的管理

管理簿の整備、アクセス制限された保管区画。

4. 技術的管理

アクセス権限管理、ログ取得、サイバー対策。

監査とサプライチェーンへの波及

発明共有事業者への波及：
委託先や共同研究先に対しても、自社と同等の管理規程策定と「指定特許出願人の確認」を求める暗黙の要請（J-SOX的観点）。

公的研究開発の変容：
NEDO等の委託事業において、明細書の不必要な共有を防ぐフロー変更が既に発生。情報流通設計そのものが見直しを迫られている。

日本の制度は「IPCによる事前定義と予見性」を重視する点で、米英独の「安全保障主導の発令型」と異なる

	日本 （特許出願非公開制度）	米国 （Secrecy Order）	英国 （Secrecy directions）	ドイツ （秘密保持命令）
判断の入口	IPCによる「特定技術分野」での事前スクリーニング。	国防関連機関からの通知に基づく発令。	申請情報が安全保障に不利な場合の方向付け。	法条文に基づく秘密保持。
効果・期間	査定等留保、開示・実施制限。1年以内（更新あり）。	公開・手続に制約。1年ごと更新。	情報伝達の禁止。見直し・解除制度あり。	制約に加え、法条文に明記された補償。
補償・透明性	明文の補償規定（4類型）。統計件数やQ&Aを公表。	§183に基づく補償。USPTO統計として二次整理。	条文・慣行による補償償論点。個別事案は非公開。	§55に補償請求枠組組み。個別事案は非公開。

最大のボトルネックは、4類型に分かれる補償要件の立証難易度と「比較可能な取引」の不在にある

内閣府Q&Aが定める4つの補償対象

1. 逸失利益
実施不許可により失われた製造・販売の利益。

2. 逸失ロイヤルティ
第三者実施に対し請求できなかった実施許諾料相当額。

3. 目的喪失費用
指定前に支出したが、指定により無駄になった費用。

4. 追加費用
適正管理措置等により新たに追加で要した費用。

実務における「立証（疎明）」の壁

- **将来価値の証明難**
  「将来の成長オプション価値」を過去のデータだけでどう立証するか。
- **比較可能ライセンスの不在**
  先端・秘匿技術ゆえに、逸失ロイヤルティ算定の基準となる「市場の類似取引」が存在しない。
- **監査・情報開示のジレンマ**
  補償交渉のために必要な証拠も「秘密情報」となるため、透明性のある説明が制限される。

内閣府による金額決定

Executive briefing

研究開発と事業展開を止めないための「企業向け対応チェックリスト」5つの要点

1. ガバナンス・体制の構築

知財×経済安全保障×情報セキュリティを跨ぐ「統括責任者」を任命。
指定後に慌てないよう、管理簿のテンプレートを平時から準備する。

2. 出願前スクリーニング（技術×事業）

全発明に対しIPCベースで「特定技術分野」への該当性を一次判定。
(10)-(19)の付加要件分野では、経営レベルで「産業影響評価」を事前レビューする。

3. 情報開示・共同研究の版管理

学会発表、展示会、ピッチ、共同研究先への説明資料の「バージョン管理」を徹底。
保全審査中に「何を開示してよいか」の基準を設ける。

4. 外国出願コンプライアンスの組み込み

迷う場合は「外国出願禁止の事前確認」を活用し、確認プロセス（期間・社内窓口）を
織り込んだ海外出願タイムラインを標準化する。

5. 補償請求の証拠保全（日常的監査）

指定された場合に備え、販売計画、原価構造、R&D費用、第三者実施のモニタリング記録を
「日常的に監査可能な形」で保存し続ける。

事業形態や企業規模によって、保全指定による損失の類型と直面する「現場の苦悩」は大きく異なる

Persona A: 大企業（デュアルーアルユース製造装置）

特徴: 海外売上比率が高く、民生展開が広い。

主な損失類型：
逸失利益（製造販売制限）、追加費用。

起きがちな争点：
「機微性×産業影響」の総合評価が難航。海外顧客への納品遅延理由が説明できず、グローバル特許戦略が頓挫。補償算定で海外市場の逸失規模をどう評価するかが争点に。

Persona B: 中堅企業（防衛サプライヤ）

特徴: 国内中心、共同研究やサプライチェーン連携が多数。

主な損失類型：
目的喪失費用（既投資）、追加費用（管理）。

起きがちな争点：
「発明共有事業者」への統制要請により、共同研究契約の全面変更が発生。図面共有や試作品製造の現場運において、物理的セキュリティのコストが急増。

Persona C: スタートアップ（先端アルゴリズム）

特徴: VC等からの外部資金調達に大きく依存。

主な損失類型：
逸失ロイヤルティ（仮想ライセンス）、将来利益。

起きがちな争点：
特許公開が「価値の証明」であるため、非公開化によりVCへの説明が難化。比較可能なライセンスが存在せず、国の補償額がVCの期待値（成長オプション）を埋めきれない。

補償算定の実務的な予見性を高めるための「補償基準条項」の改定案とセーフハーバーの導入

現行Q&Aの限界を突破する改定案（ガイドライン化の提言）：

1. 算定方法の明確化（推定ロイヤルティの導入）

逸失実施許諾料相当額について、比較可能契約が存在しない場合は、「技術貢献度・代替可能性・実施範囲・市場規模」を考慮した**推定ロイヤルティ率の適用**を公式に認める。

2. スタートアップ・中小企業向け「セーフハーバー」

比較可能契約の収集負担が過大な一定要件（売上・R&D規模等）を満たす企業に対しては、立証責任を軽減した「**簡易算定（セーフハーバー）**」の選択を可能にする。

3. 標準処理期間（SLA）と第三者関与の明文化

「意思疎通を図りつつ」という抽象表現を排し、「○日以内の一次評価通知」「○か月以内の金額決定」という**SLAを導入**。さらに、客観性担保のためADR（裁判外紛争解決）的機能を持つ**外部専門家パネルの関与**を制度化する。

制度の摩擦を段階的に解消するための「短期・中期・長期」実施ロードマップ

短期（～12か月）：運用の透明性と予見性の即効改善

- **運用データ公表の拡張:** 年次統計において、事前確認・送付・指定・解除の粒度を拡大。
- **補償Q&Aのテンプレ化:** 疎明資料チェックリストや算定テンプレートの付録化。
- **SLA導入:** 審査および補償決定プロセスの標準処理期間を明示。

中期（1～3年）：制度摩擦の構造的解消

- **外部専門家パネル（ADR）の設計:** 訴訟の前段で争点を収斂させる評価機関の設立。
- **セーフハーバーの公式化:** 中小・スタートアップ向けの簡易算定ルールの導入。
- **標準契約条項の整備:** 発明共有事業者（共同研究・委託）向けの政府標準モデルの提示。

長期（3～5年）：技術進展への適応と国際協調

- **技術分野（IPC）レビュー制度:** 産業影響を考慮した周期的見直しプロセスの確立。
- **国際協調:** PCTや同志国間における、非公開手続と情報取扱の整合ガイドライン構築。
- **支援スキームの接続:** 秘匿を前提とした技術移転・事業化を後押しする産業政策の統合。

透明性の確保から実務の予見性へ：安全保障とイノベーションが共存する知財エコシステムの構築に向けて

Key Takeaway 1: コンプライアンスコストの直視

初年度統計が示す通り、真の脅威は「指定の乱用」ではなく、事前確認や適正管理措置に伴う「見えない手続・監査コスト」の増大である。企業は全社的なガバナンスの再構築を急ぐ必要がある。

Key Takeaway 2: 補償プロセスの規格化がイノベーションを守る

スタートアップの資金調達難や大企業の国際競争力低下を防ぐ鍵は、補償算定における「セーフハーバー」と「SLA」の導入による予見性の確保にある。

Key Takeaway 3: 次なるアクション

制度はまだ初期段階にある。企業は自衛のための内部統制（チェックリストの実行）を進めつつ、実務の摩擦データを政府にフィードバックし、「運用改善ロードマップ」の実現を主導していくべきである。